

二次改定の考え方について（素案）

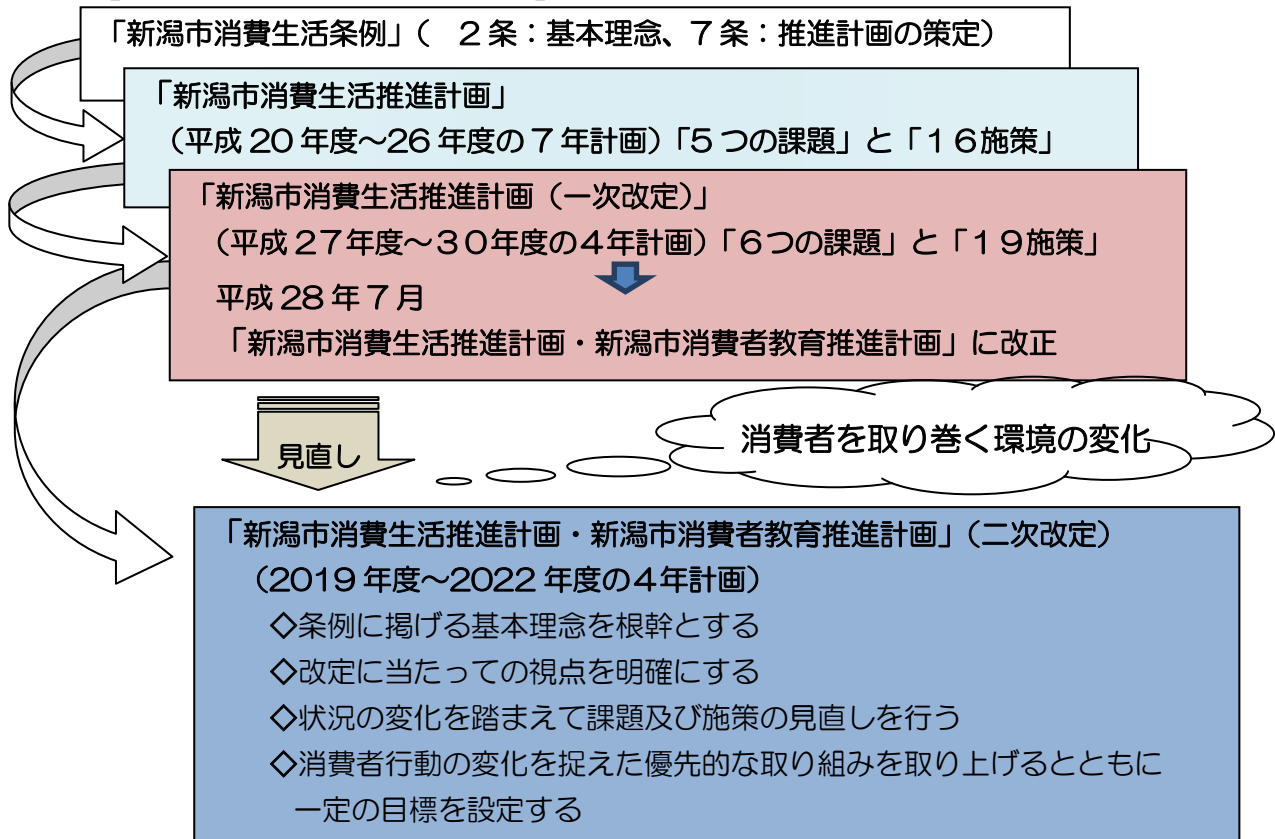
本市では、市民の消費生活の安定及び向上を図ることを目的とした「新潟市消費生活条例」に基づき、平成20年3月に「新潟市消費生活推進計画」（計画期間は平成20年度から平成26年度まで）を策定し、消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策を推進してきました。

その間、少子・超高齢社会の進行や、インターネット上で流通する情報量の飛躍的な増加等により、消費する商品やサービスも変化しているのに伴い、消費生活で発生するトラブルも多様化・複雑化し、特に、高齢者の孤独感や不安感、判断力の低下などに付け込んだ悪質な消費者トラブルが後を絶たないことなどを踏まえ、平成27年3月に、平成27年度から平成30年度までの4年間を計画期間とする一次改定を行いました。

さらに、成年年齢を20歳から18歳に引き下げる改正民法が成立し、2022年から施行され、これまで未成年者取消権で保護されていた18歳、19歳の若者が保護の対象から外れることや、スマートフォンの急速な普及によるネットショッピングや電子マネーを用いた決済の拡大など、社会情勢の変化に対応しながら消費者被害の拡大を防止すべく万全を期する必要があります。

このたびの二次改定に当たっては、引き続き条例に掲げる基本理念を根幹としつつ、改定に当たっての視点の明確化や、消費者を取り巻く環境の変化を踏まえた課題及び施策の見直しを行い、かつ、消費者行動の変化を捉え、優先的な取り組みを明示するとともに、一定の目標を設定することとします。

【二次改定に向けたフロー図】



◇ 二次改定計画の組み立て（素案） ◇

記載のポイント

第1章 計画策定の背景と経緯

- 1 計画策定の経緯
- 2 第一次改定の経緯
- 3 消費者教育推進計画策定の経緯

計画策定の背景や改定に至った経緯などを改めて確認して記載する。

第2章 消費者を取り巻く状況の変化

- 1 消費者を取り巻く現状
- 2 近年の消費者行動意識の特徴
- 3 国における消費者政策の動き
- 4 本市における消費者行政の動き
- 5 一次改定計画（消費者教育推進計画策定を含む）の取組状況と評価

消費者を取り巻く状況の変化を認識するとともに、消費者行動の特徴、国や本市の消費者行政の動向を確認し、現状の課題を顕在化させ記載する。

第3章 計画の基本的な視点

- 1 基本となる考え方
- 2 計画及び施策の構成
- 3 計画の位置づけ
- 4 計画の期間

条例の基本理念や、計画策定時の基本的な考え方を踏まえ、改定に当たっての計画の基本的な視点を明確に整理して、記載する。

第4章 計画の課題と施策の体系

- 1 課題と施策の体系
- 2 課題と施策の展開

消費者を取り巻く状況の変化に合わせ、第二次改定計画（消費者教育推進計画策定を含む）の課題と施策を見直して記載する。

第5章 重点を置く取り組みと目標値

- 1 重点的な取り組みと施策
- 2 目標値

計画全般にわたる課題・施策のうちから、消費者行動の変化に対応した重点的（優先的）に取り組む施策を取り上げるとともに、一定の目標を設定して記載する。

第6章 計画の推進と検証など

- 1 計画の推進
- 2 検証と評価
- 3 計画の見直し

施策の推進に当たって、検証と評価の方法や、公表時期などについて明確にして記載する。

資料編